

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価等業務 公募型プロポーザル実施要領

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価等業務（以下「本業務」という。）の内容並びに本業務の委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第 1 目的

本業務は、徳島市（以下「本市」という。）が計画している一般廃棄物中間処理施設（熱回収施設・リサイクルセンター）の整備事業（以下「本事業」という。）において、徳島県環境影響評価条例（平成 12 年徳島県条例第 26 号）に基づく環境影響評価（方法書以降）、施設整備基本設計、費用対効果分析、P F I 等導入可能性調査及び都市計画決定手続き支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、一般廃棄物中間処理施設の建設及び運営並びに環境影響評価業務に関する高度な専門知識や、豊富な経験及び実績、技術力や調査能力等、幅広い知識や能力が必要であり、また、周辺環境に配慮した施設整備を実施するため、地域の特性を踏まえた設計や調査を行うことが求められている。

このため、本プロポーザルでは、豊富な経験等を持つ民間事業者からの効果的な履行方法の提案を求め、適正な審査の上、本業務の履行に最も適した受託候補者を特定することを目的とし、本要領は、その手続き等について、必要な事項を定めるものである。

第 2 本事業の概要

1 建設予定地

徳島市東沖洲一丁目 14-1 の一部

徳島市の下水処理施設「北部浄化センター」敷地内

2 整備する施設

(1) 熱回収施設（焼却施設）

ア 処理方式 ストーカ式

イ 処理対象 可燃ごみ、リサイクルセンターからの可燃残渣、
し尿処理施設からの脱水汚泥、災害廃棄物、北島町の可燃ごみ

ウ 施設規模 282 t / 日 (94 t / 日 × 3 炉)

(2) リサイクルセンター

ア 処理対象 不燃ごみ、粗大ごみ、缶・びん、ペットボトル、
プラスチック類、有害ごみ（乾電池等）

イ 施設規模 61 t / 日 (処理ライン：61 t / 日)
(ストックヤード：0.2 t / 日)

(3) その他の施設

事務室等管理機能、環境学習機能、駐車場、計量棟、洗車場、車庫棟等

3 整備スケジュール

令和 16 年度中に施設の稼働を開始することを想定している。

- 4 本事業の詳細な内容については、令和7年9月に策定した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版」（以下「基本計画」という。）及び令和5年9月に作成した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）を、第4で定める場所及び本市ホームページで閲覧が可能であるため参照すること。

第3 本業務の概要

1 業務名

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価等業務

2 業務内容

本業務の内容は次のとおりである。なお、詳細は別添「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

- (1) 環境影響評価業務（方法書作成以降）
- (2) 施設整備基本設計策定業務
- (3) 費用対効果分析業務
- (4) PFI等導入可能性調査業務
- (5) 都市計画決定手続き支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和11年3月30日まで

4 予算概要等

(1) 提案価格上限額

249,407,400円（4か年度総額。消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) 各会計年度における提案価格上限額の内訳

令和7年度 14,444,400円

令和8年度 164,847,000円

令和9年度 55,939,000円

令和10年度 14,177,000円

(3) 本業務の委託契約は、債務負担行為による複数年契約とする。

(4) 業務委託料の積算にあつては、提案価格上限額の範囲内とすること。

(5) 本業務に係る予算の減額、削除等があった場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

第4 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市環境部環境施設整備室（徳島市役所本館10階）

電話 088-621-5220 FAX 088-621-5210

電子メール kankyo_sisetu@city-tokushima.i-tokushima.jp

第5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和7年11月7日（金曜）
質問書受付開始	令和7年11月7日（金曜）
質問書提出期限（参加表明書関係）	令和7年11月20日（木曜）
参加表明書等提出期限	令和7年11月26日（水曜）
参加資格確認結果通知及び 企画提案書提出要請	令和7年12月2日（火曜）頃予定
質問書提出期限（企画提案書関係）	令和7年12月18日（木曜）
企画提案書提出期限	令和7年12月24日（水曜）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年1月16日（金曜）頃予定
企画提案書審査結果の通知	令和8年1月19日（月曜）頃予定
契約締結	令和8年1月下旬～2月中旬予定

第6 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たすこと。なお、この業務の実施においては、主たる業務の再委託及び設計共同企業体による遂行は認めない。

- 1 本市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載された者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募開始の日から参加表明書提出日までの間に、本市の建設業者指名停止等措置要綱又は物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者であること。
- 4 公募開始の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 参加申込書提出時点において、平成27年度（過去10年度）以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）発注の次の業務を完了した実績を元請としていずれも有すること。
 - (1) 熱回収施設（施設規模が100t／日以上で、発電設備を有するものに限る。以下同じ。）の設置に係る都道府県（政令市を含む。以下同じ。）環境影響評価条例に基づく環境影響評価の方法書手続から評価書手続までの一連の業務（ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。）

- (2) 熱回収施設に係る施設整備基本設計策定業務（仕様書の第3章に定める業務と同種の業務。以下同じ。）
 - (3) リサイクルセンター（廃棄物の破碎・選別・圧縮等を行うことにより、資源化を進めるための施設。以下同じ。）に係る施設整備基本設計策定業務
 - (4) 熱回収施設に係るPFI等導入可能性調査業務
- 7 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）に基づく建設環境部門及び廃棄物部門の事業登録を行っている者であること。
- 8 仕様書の第1章の6の要件を満たす技術者を配置できる者であること。

第7 参加表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

1 提出書類

提出書類	様式番号	提出部数
① 参加表明書	様式1	1部
② 会社概要調書	様式2	1部
③ 業務実績調書	様式3	1部
④ 管理技術者調書	様式4	1部
⑤ 照査技術者調書	様式5	1部
⑥ 主担当技術者調書	様式6	各1部

2 提出期限 令和7年11月26日（水曜）午後5時

3 提出場所 第4に同じ

4 提出方法 持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に持参するものとし、郵送の場合は期限までに必着のこと。
- ・ 番号①～⑥を書類ごとにインデックス付けし、フラットファイル等に綴じて提出すること。

5 提出書類作成時の留意事項

(1) 参加表明書【様式1】

- ・ 参加希望の法人及び申請担当者の情報（住所等）を記載すること。

(2) 会社概要調書【様式2】

- ・ 令和7年4月1日現在の状況（年間売上高を除く。）を記載すること。
- ・ 技術士については、参加資格要件としている配置技術者の技術士資格のいずれかを有する者の人数を記入すること。
- ・ 建設コンサルタント登録規程による建設環境部門及び廃棄物部門の登録をしていることを証明する書類の写しを添付すること。
- ・ 詳細については、様式欄外の記載上の注意を確認すること。

(3) 業務実績調書【様式3】

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体発注の次の業務を完了した実績について、各業務 5 件を上限に記載すること。
 - i 熱回収施設の設置に係る都道府県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の方法書手続から評価書手続までの一連の業務
 - ii 熱回収施設に係る基本設計策定業務
 - iii リサイクルセンターに係る基本設計策定業務
 - iv 熱回収施設に係る P F I 等導入可能性調査
- ・ 記載した業務の履行が確認できる書類として、完了 T E C R I S 登録の写しを添付すること（完了 T E C R I S 登録がなされていない場合は、その他履行が確認できる書類を添付すること。）。
- ・ 詳細については、様式欄外の記載上の注意を確認すること。

(4) 技術者に関する調書【様式 4 ～ 6】

- ・ 本業務に配置予定である管理技術者、照査技術者及び主担当技術者について、参加表明書提出日現在の保有する技術士資格や業務実績等を記載すること。
- ・ 業務実績欄は、平成 27 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体発注の次の業務に従事し完了した実績について、各業務 5 件を上限に記載すること。
 - i 熱回収施設の設置に係る都道府県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の方法書手続から評価書手続までの一連の業務
 - ii 熱回収施設に係る基本設計策定業務
- ・ 記載した保有資格や雇用関係、業務実績を確認するため、保有資格の登録証や、雇用関係が確認できる書類、実績業務の履行が確認できる完了 T E C R I S 登録のそれぞれ写しを添付すること（完了 T E C R I S 登録がなされていない場合は、その他履行が確認できる書類を添付すること。）。
- ・ 完了 T E C R I S 登録の写しは、業務実績調書（様式 3）と重複する場合は、添付を省略することができる。
- ・ 詳細については、様式欄外の記載上の注意を確認すること。

第 8 参加資格要件の確認等

1 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

参加表明書等に基づき参加資格要件の確認を行い、令和 7 年 1 2 月 2 日（火曜）頃に、参加表明書等を提出した者に対し、次に掲げる事項を記載した参加資格確認結果を通知する。あわせて参加資格を有すると認めた者に、企画提案書の提出を要請する。

- (1) 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

2 参加資格を有しないと認めた者にあつては、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和 7 年 1 2 月 9 日（火曜）午後 5 時
- (2) 提出場所 第 4 に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に持参するものとし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

3 市長は、2の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

第9 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、仕様書や基本計画、配慮書を踏まえた上で、次のとおり企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

(1) 業務提案〔業務実施方針〕

第3の2に定める各業務を遂行する上での基本的な考え方や、実施方針等を提案すること。なお、次の点については必ず明記すること。

ア 各業務の実施体制（人員配置・連絡体制、体制の特徴や強み等）

イ 各業務の実施工程（全体スケジュール、具体的な工程、スケジュール短縮の提案等）

(2) 業務提案〔テーマに対する提案〕

次のア～エのテーマについて、想定される課題やその対応策等を提案すること。

なお、提案にあたっては、基本計画や配慮書、本市防災マップ等、テーマに関連する資料を踏まえて提案すること。本市ホームページ（本プロポーザルのページ）上においてテーマに関連する資料の一部を掲載しているので参考にすること。

テーマ名	提案内容
ア 環境影響評価の効果的な実施について	事業特性や建設予定地の立地条件を踏まえ、環境影響評価の実施にあたり想定される課題や、その対応策、効果的な実施方法等について提案すること。
イ 南海トラフ巨大地震を想定した災害対策等について	建設予定地の立地条件を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生した際の地震・津波災害等への対策や、業務継続に向けた対応、防災拠点としての活用について、基本計画における防災対策の内容を前提に、より効果的な対策や、その他想定される課題、その対応策を提案すること。
ウ 経済性に優れた施設整備に向けた対応について	近年の建設コストの高騰や環境省の建設トン単価上限値に関する通知（令和6年3月）等を踏まえた施設整備費の抑制に向けた対応や、施設整備から運営段階に至るまで、費用対効果を十分に考慮した経済性に優れた施設とするための対応について、想定される課題やその対応策について提案すること。
エ その他独自提案について	テーマ1～3のほか、本業務に関する独自提案について、自由に記載すること。

(3) 価格提案（本業務の実施にあたり見積もった業務委託料）

2 企画提案書として提出が必要な書類

提出書類		様式番号
① 企画提案書提出届		様式 7
② 業務提案書	業務実施方針	様式 8－1 (任意様式も可)
	テーマに対する提案	様式 8－2 (任意様式も可)
③ 価格提案書		様式 9

3 提出期限 令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水曜）午後 5 時

4 提出場所 第 4 に同じ

5 提出方法 持参又は郵送による。

- ・ 持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間に持参するものとし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

6 提出部数等

- (1) 正本 1 部、副本 9 部を提出すること。
- (2) 正本 1 部は、番号①～③を書類ごとにインデックス付けし、フラットファイル等に綴じて提出すること。
- (3) 副本 9 部は、番号②・③を 1 セットとし、左上をクリップ止めしたものを提出すること。副本については、企業名等の企画提案者を特定できる情報は使用しないこと。

7 提出書類作成時の留意事項

(1) 提出書類共通

- ・ 提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。必要に応じて、着色や図表・イラスト等を用いても良い。
- ・ 提案書のボリュームは評価の対象としていないため、見やすさ、分かりやすさに留意すること。
- ・ 提出書類に記載する文字フォントの大きさは原則として 11 ポイント以上とすること。ただし、図表での文字使用等やむを得ない場合はこの限りではない。
- ・ 番号②「業務提案書」については、公平で客観的な評価を行うため、企画提案者を特定できるような表記は付さないこと。
- ・ 仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要であると思われる内容である場合には提案できるものとする。
- ・ 価格提案書に記載した金額の範囲で実現できる提案内容を記載すること。

(2) 企画提案書提出届【様式 7】

- ・ 企画提案者の法人及び申請担当者の情報（住所等）を記載すること。
- ・ 第 11 の 3 に定めるプレゼンテーションにおいて、パソコンを使用する場合は「有」に、使用しない場合は「無」に丸印を付けること。

(3) 業務提案書〔業務実施方針〕【様式 8－1 又は任意様式】

- ・ 第 3 の 2 に定める各業務を遂行する上での基本的な考え方や実施方針等を提案すること。なお、次の点については必ず明記すること。
 - i 各業務の実施体制（人員配置・連絡体制、体制の特徴や強み等）

ii 各業務の実施工程（全体スケジュール、具体的な工程、スケジュール短縮の提案等）

- ・ A4判（片面）12枚以内にまとめること。
- ・ A3判を使用する場合は、A3判片面1枚で、A4判片面2枚を使用したものとみなす。

(4) 業務提案書〔テーマに対する提案〕【様式8-2又は任意様式】

- ・ 1の(2)に示した4つのテーマについて、想定される課題やその対応策を提案すること。
- ・ 1テーマにつきA4判（片面）3枚以内、全体でA4判（片面）12枚以内にまとめること。
- ・ A3判を使用する場合は、A3判片面1枚で、A4判片面2枚を使用したものとみなす。

(5) 価格提案書【様式9】

- ・ 本業務の実施にあたって見積もった業務委託料を提案価格として記載し、見積もった提案価格の内訳書を添付すること。
- ・ 見積書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。（消費税抜きの金額）
- ・ 第3の4に示した提案価格上限額の範囲内とすること。

8 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 本市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 本市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第10 質疑応答等

1 参加表明書及び企画提案書の作成・提出について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問がない場合、提出は不要である。

(1) 提出書類 質問書【様式10】

(2) 提出期限 （参加表明書に関すること）令和7年11月20日（木曜）午後5時
（企画提案書に関すること）令和7年12月18日（木曜）午後5時

(3) 提出場所 第4に同じ

(4) 提出方法 電子メールにより提出すること。

- ・ 電子メールの件名は「（企業名）プロポーザル質問」とすること。

2 1の回答方法は、随時、本市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

第 11 企画提案の審査の方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、5 人の委員で構成する一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価等業務プロポーザル事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 評価基準

次の評価項目について、別表「評価基準・配点表」に示す評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

- (1) 企業実績及び技術者実績（50 点）
- (2) 提案価格（40 点）
- (3) 企画提案及びプレゼンテーション等（160 点）

3 プレゼンテーション等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 実施方法

- ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は、プレゼンテーション（準備・片付けを含む。）30 分程度、ヒアリング 20 分程度で合計 50 分以内とする。
- イ パソコン等を用いて提案書の説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。パソコン等使用機材は事業者が持参すること。
- ウ 公平で客観的な評価を行うため、提案書の説明資料には、企画提案者を特定できないような表記は付さないこと。
- エ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に記載されている範囲で行うものとし、説明用パネル・動画等の使用は可とする。また、追加資料の配布・掲示は認めない。
- オ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 出席者

配置予定の管理技術者は必ず出席するものとし、その他 2 名までの同席を認める。

(3) 実施日時及び場所

令和 8 年 1 月 16 日（金曜）頃を予定

※ 最終の日時及び場所については、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

4 受託候補者の特定

- (1) 次の計算式により総評価点を算出し、最も総評価点の高かった者について、審査会で合議の上、受託候補者として特定する。

$$\begin{aligned} \text{（総評価点）} &= \text{〔評価項目 1 の評価点〕} + \text{〔評価項目 2 の評価点〕} \\ &\quad + \text{〔評価項目 3 の出席委員の評価点の合計} \div \text{出席委員数〕} \end{aligned}$$

- (2) 総評価点が同点となる者が 2 人以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。
- (3) 最低基準点は 125 点とし、全ての企画提案者の総評価点が最低基準点未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、企画提案者全てに対し、速やかに次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 総評価点数
 - ウ 企画提案者
 - エ 受託候補者の特定理由
 - オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
 - カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 (1)の通知があつた日から7日以内までの日の午後5時
 - イ 提出場所 第4に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送による。
 - ・ 持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に持参するものとし、郵送の場合は期限までに必着のこと。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を本市ホームページに公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 企画提案者ごとの総評価点数（企画提案者名は公表しない）
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査会委員

第12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- 3 本要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があつた場合
- 4 価格提案書に記載された金額が提案価格上限額を超える場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不正な行為又は不誠実な行為を行った場合

第13 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収後、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と同様の協議を行う。

2 契約保証金

要する。ただし、徳島市契約規則第 31 条の規定に該当する場合は免除することができる。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

各会計年度の検査終了後、当該年度の出来高に応じて契約時に定める各会計年度の支払限度額の範囲内で委託料を支払うものとする。

第 14 その他

- 1 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものに限る。
- 2 参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- 3 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4 提出された書類は返還しない。
- 5 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了承を得なければならない。
- 7 本プロポーザルは、参加希望者が 1 者であっても企画提案の審査及び評価を実施し、総評価点が最低基準点以上の場合は、受託候補者として本業務契約締結に向けた交渉を行う。
- 8 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。
- 9 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

(別表)

評価基準・配点表

評価項目		評価基準	評価書類	配点
1 企業実績及び技術者実績				
(1) 企業実績		・次の業務実績について、実績1件につき1点加算する ・熱回収施設に係る環境影響評価業務 ・熱回収施設に係る基本設計策定業務 ・リサイクルセンターに係る基本設計策定業務 ・熱回収施設に係るPFI等導入可能性調査業務 ・それぞれの業務につき、5件を上限とする	様式3	20点
(2) 技術者実績				
ア 管理技術者の実績		・次の業務実績について、実績1件につき1点加算する ・熱回収施設に係る環境影響評価業務 ・熱回収施設に係る基本設計策定業務 ・管理技術者又は担当技術者として従事した実績に限る ・それぞれの業務につき、5件を上限とする	様式4	10点
イ 照査技術者の実績		・次の業務実績について、実績1件につき1点加算する ・熱回収施設に係る環境影響評価業務 ・熱回収施設に係る基本設計策定業務 ・管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績に限る ・それぞれの業務につき、5件を上限とする	様式5	10点
ウ 主担当技術者（環境影響評価業務）の実績		・熱回収施設に係る環境影響評価業務の実績について、実績1件につき1点加算する ・管理技術者又は担当技術者として従事した実績に限る ・5件を上限とする	様式6	5点
エ 主担当技術者（基本設計策定業務）の実績		・熱回収施設に係る基本設計策定業務の実績について、実績1件につき1点加算する ・管理技術者又は担当技術者として従事した実績に限る ・5件を上限とする	様式6	5点
小計				50点
2 提案価格				
(1) 提案価格		・評価点の計算式は次のとおり $40点 \times \frac{\text{提案価格上限額} - \text{提案価格}}{\text{提案価格上限額} - \text{最低提案価格}}$ ・小数点以下は切り捨て	様式9	40点
小計				40点

評価項目	評価基準	評価書類	配点
3 企画提案及びプレゼンテーション等			
(1) 業務実施方針	- 本市の現状及び課題を踏まえた上で、業務遂行の基本的な考え方や実施方針が設定されているか - 業務量を把握し、適切な体制（専門的な知識を有する担当者の配置及び役割分担）及びスケジュールとなっているか - 各業務の関係性が反映され、業務間の連携や統合が図られた体制及びスケジュールとなっているか - スケジュールの短縮に工夫が見られるか	様式8-1 又は 任意様式	30 点
(2) テーマに対する提案	- 各テーマにおける課題の認識が的確であり、その対応策が具体的かつ有用的なものであるか - 提案された対応策に独自性があり、かつ実現可能なものであるか	様式8-2 又は 任意様式	
ア 環境影響評価の効果的な実施			30 点
イ 南海トラフ巨大地震を想定した災害対策			30 点
ウ 経済性に優れた施設整備に向けた対応			30 点
エ その他独自提案			20 点
(3) プレゼンテーション・ヒアリング	- 企画提案書の内容を規定時間内に分かりやすく、かつ的確に説明できているか - 委員の質問内容を的確に理解し、簡潔明瞭に回答できているか - 担当者の有する知識や経験が豊富で、かつ受託意欲や積極性が感じられるか	-	20 点
小計			160 点
合計			250 点

【3の項目の評価及び評価点数算出方法】

評価項目ごとの配点に次に示す評価割合を乗じた点数をもって評価する。

- | | | | |
|-------------|--------|-------------|-------|
| A（極めて優れている） | … 100% | B（優れている） | … 70% |
| C（標準） | … 50% | D（やや不十分である） | … 30% |
| E（不十分である） | … 0% | | |

【企業実績及び技術者実績について】

- 企業実績及び技術者実績は、平成27年4月1日から本プロポーザル募集の公告日までに、国又は地方公共団体発注の業務を完了した実績とし、元請けとして契約した業務に限るものとする。
- 環境影響評価は、方法書手続から評価書手続までの一連の業務実績を1件の業務実績とする。ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。
- 基本設計策定業務は、仕様書の第3章に定める業務と同種の業務を完了した実績を1件の業務実績とする。
- 熱回収施設は、施設規模100t／日以上で発電設備を有するものを対象とする。
- リサイクルセンターは、廃棄物を破碎・選別・圧縮等を行うことにより、資源化を進めるための施設を対象とする。

【受託候補者の特定方法】

次の計算式により企画提案者の総評価点を計算し、最も総評価点の高かった者を審査会で合議の上、受託候補者として特定する。

〔評価項目1の評価点〕＋〔評価項目2の評価点〕＋〔評価項目3の各出席委員の評価点の合計／出席委員数〕